

館山市ふるさと納税PR及びサイト管理・運営業務委託
企画提案実施要領

令和元年6月4日
館山市 総合政策部 企画課

1 趣旨

館山市のふるさと納税業務については、単なる財源確保の手段にとどまらず、地場産品等のPRや販路拡大、交流人口の拡大や市の知名度の向上など、多くの役割を担っている。

現在、ふるさと納税業務のPRに関する業務については、季節の品を返礼品としていることや、返礼品の追加、変更を随時受付けていることから、ポータルサイトやパンフレットの頻繁な更新が必要となっており、その対応に多くの労力を費やしている状況である。

そこで、ふるさと納税のPRに関する業務を専門的な知識や経験を持つ民間事業者に委託することにより、サイト内のコンテンツやパンフレットの魅力向上、効果的な情報発信や安定したサイトの管理・運営を実現し、ふるさと納税制度のさらなる活用促進を図る。

このため、優れた提案及び事業者を、公募型企画提案（プロポーザル）方式により選定する。

2 プロポーザル参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の要件全てを満たすものとする。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定（なお、同条第2項の規定に該当すると認められる者にあつては、その事実があった後3年を経過していない者）のほか、次のいずれにも該当しない者であること。

- ①手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
- ②対象業務の入札日前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者。
- ③会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされてない者。
- ④民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

(イ) 館山市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）に定める暴力団密接関係者に該当しない者及び利益供与の禁止に反しない者であること。

3 契約の概要

業務名称 : 館山市ふるさと納税PR及びサイト管理・運營業務委託

履行期限 : 令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

契約上限額 : 2,500,000円（税込み）

この金額は企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。また、上記契約上限額を超えてはならない。

4 委託業務の内容

「館山市ふるさと納税PR及びサイト管理・運營業務委託仕様書」のとおり。

5 業者選定スケジュール

業者選定等に関するスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日
事業告示	令和元年6月13日(木)
参加申請書受付期間	令和元年6月13日(木)～7月10日(水)
質問受付期間	令和元年6月13日(木)～7月2日(火)
質問回答予定日	令和元年7月5日(金)
参加資格審査結果通知	令和元年7月12日(金)
企画提案書提出期限	令和元年7月19日(金)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和元年7月22日(月)
業者決定通知	令和元年7月25日(木)
受注予定者との協議期間	令和元年7月26日(金)～8月7日(水)
契約締結予定日	令和元年8月8日(木)

6 実施要領等の交付に関する事項

実施要領等の交付は、事務局窓口及び館山市ホームページ上で行う。

(実施要領及び各種申請書類は、館山市ホームページからダウンロード可)

事務局

〒294-8601

千葉県館山市北条1145番地の1 館山市総合政策部企画課 政策係

TEL : 0470-22-3163 FAX : 0470-23-3115

電子メール : kikakuka@city.tateyama.chiba.jp

ホームページ : 「しごと・産業情報/入札・契約/プロポーザル」からダウンロードすること。

(<http://www.city.tateyama.chiba.jp>)

7 参加申請等に関する事項

本企画提案に参加を希望する者は、次により参加申請書等を提出すること。

参加申請を行った者に対しては、参加資格審査終了後、次により参加資格審査結果通知書を交付する。

なお、事項に記載する提出期間内に参加申請書等を提出しない者又は審査の結果

参加資格がないと認められた者は、本企画提案に参加することはできない。

(ア) 参加申請書の提出期間

令和元年6月13日(木)から令和元年7月10日(水)まで

(イ) 提出書類

下記書類を提出期限までに各1部ずつ提出すること。

- ① 参加申請書(様式第1号)
- ② 会社概要書(様式第2号)
- ③ 館山市入札参加適格者名簿に未登載の事業者は下記
 - ・ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - ・ 印鑑証明書
 - ・ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)
 - ・ 千葉県内に事業所を有する場合、千葉県税の完納証明書(納税証明書その2)
 - ・ 市内に事務所を有する場合、市税完納証明書(館山市分)
 - ・ 財務諸表

(ウ) 提出先及び提出方法

事務局に持参又は郵送するものとする。持参の場合、館山市役所の閉庁日を除く、各日午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

※郵送の場合、期限内必着とする。

(エ) 参加資格審査結果の通知

参加資格確認終了後、令和元年7月12日(金)午後5時15分を期限に、FAXまたは電子メールにて通知する。

(オ) 参加資格の喪失

参加資格審査結果の通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、本企画提案に参加することができないこととする。

- ① 前記の資格要件を満たさなくなったとき
- ② 参加申請書等に虚偽の記載をしたとき

8 企画提案書等の提出に関する事項

企画提案書等は、次により提出すること。

(ア) 提出方法

- ①参加資格審査を合格した者のみが企画提案書を提出することができる。
- ②事務局に持参又は郵送（書留郵便に限る）するものとする。持参の場合，館山市役所の閉庁日を除く，各日午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。
- ③期限までに提出されなかった場合，参加する意思がないものとして辞退したものとみなす。
- ④ 辞退をした場合にあっても，その後辞退したことによる不利益は生じない。

(イ) 提出書類

- ①プロポーザル企画提案書（任意様式：原本は代表者印を押印すること。）
- ②類似業務実績書（様式第3号）
- ③業務実施体制（様式第4号）
- ④見積書（任意様式：代表者印を押印し、封入封緘押印すること）
※消費税は10%で積算し、合計金額のほか積算内訳も記載すること。

(ウ) 提出期限

令和元年7月19日（金）午後5時15分まで
※郵送の場合も同様

(エ) 提出部数

- ①プロポーザル企画提案書については、A4ファイルに綴じて、ファイルの表紙及び背表紙に参加事業者名を記載した正本1部と副本7部（副本は会社名を抜いたもの）を提出すること。（図などはA3版を折り込んでも構わない。）
- ②～④については、正本1部を提出すること。

(オ) 企画提案書作成上の基本事項

- ①プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり，当該業務内容についての具体的な検討結果や，成果品の一部について提示を求めるものではない。
- ②業務は，契約後に本市が提示する資料に基づき，本市と協議のうえ開始することとする。
- ③企画提案書は30ページ以内とする。

9 質問及び回答に関する事項

本企画提案に関する質問は，次により行うこと。

(ア) 質問方法

企画提案書の作成・提出にあたり質疑等がある場合は、事務局あて電子メールで送信することとする。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

(イ) 質問書の様式

様式は自由とするが、次の項目を明記すること。

- ① メールを表題は「館山市ふるさと納税PR及びサイト管理・運営業務委託」とすること。(送信データの容量は3MB以内)
- ② 業者名、及び担当者の氏名、連絡先

(ウ) 受付期限

令和元年7月2日(火)午後5時15分(必着)

(エ) 回答方法

事務局は、随時、本企画提案への参加を認められた者若しくは参加を認める予定の者全員に電子メールにて回答する。

なお、質問に対する回答は、本実施要領の追加または修正とみなす。

(オ) 回答期限

令和元年7月5日(金)

10 候補者の選定に関する事項

(ア) 審査会

優先交渉権者の選定は、館山市ふるさと納税PR及びサイト管理・運営業務委託企画提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(イ) 選定方法

審査委員会は、企画提案書提出者を対象に企画提案書及びヒアリングに基づき、「館山市ふるさと納税PR及びサイト管理・運営業務委託企画提案審査基準」(以下「審査基準」という。)のとおり採点を行い、最優秀提案者1者、次点提案者1者を選定する。ただし、企画提案書提出者が1者の場合は最優秀提案者1者のみの選定となる。

(ウ) ヒアリングについて

審査委員会は、事前に提出した企画提案書に基づき、下記の通りヒアリングを実施する。

	留意事項
開催日及び場所	令和元年7月22日（月） 館山市役所内会議室を予定 （詳細は決まり次第別途通知する）
ヒアリング要領	① プレゼンテーション及び質疑を実施する。 ② <u>審査の公平性、透明性を確保するため、社名等が審査委員長及び委員に分からないようにすること。</u> ③ 当日の説明は、予め提出した提案書を使用すること。また、必要に応じプレゼンテーション用資料を作成し、使用してもよい。 ④ 業務を受託した場合に、本業務の責任者及び担当となる予定の者を出席させること。（出席者は3名までとする）
時間	プレゼンテーションの準備（5分以内） プレゼンテーション（15分以内） 質疑応答（約10分）
使用機器等	プレゼンテーションに使用するスクリーン（80インチ）、プロジェクター等は本市で用意する。パソコンについては各提案者が用意すること。

<辞退する場合>

ヒアリングの実施までに参加者の都合により辞退する場合には、書面により（任意様式）記名押印の上、事務局へ持参又は郵送することとする。

なお、辞退した場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

11 業者選定結果の通知

選定結果を電子メールで通知した上で、結果通知書を郵送する。

（ア）通知予定日

令和元年7月25日（木）

（イ）審査の内容についての問合せには一切応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ては受理しないものとする。

12 選定結果の公表

選定結果については、下記のとおり公表する。

（ア）公表事項

参加事業者名（受託候補者のみ）、各評価項目得点、合計得点 等

(イ) 公表方法

館山市公式ホームページ内に掲載する。

13 契約に関する事項

本企画提案の契約については、次により行うこと。

- (ア) 審査委員会において決定された最優秀提案者を優先交渉権者とし、業務契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者の提出した見積書金額を超える金額での契約は締結しない。また、特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、他の優秀提案者のうち、10(イ)で付けた順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立したものを市は請負者と決定する。

(イ) 契約書の作成

本市と請負者で協議したうえで契約書を作成する。

(ウ) 支払いの条件

- ①前払金は支払わない。
- ②支払い方法は、本市と請負者が協議のうえで、契約書で定める。
- ③支払いは、契約書に基づいて支払う。

(エ) その他契約に関する事項

契約時における仕様は、企画提案書に記載されている事項とするが、本市と請負者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

14 参加者の欠格に関する事項

参加者は、以下のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とする。

- (ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合及び審査委員会によるヒアリングに遅れた者
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (エ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (オ) 実施要領に違反すると認められる場合
- (カ) 企画提案書に添付した見積金額が、契約上限額を超えている場合
- (キ) その他、指示した事項に違反した場合

15 その他

- (ア) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (イ) 企画提案書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。

- (ウ) 本市が本プロポーザル選考に関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画提案書等の内容が無償で使用できるものとする。
- (エ) 企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は選定以外の用途には使用しない。
- (オ) 企画提案書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、企画提案書等を公開する場合がある。
- (カ) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負う。
- (キ) 本プロポーザルに対し、参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (ク) 見積金額は契約金額を保証するものでなく、本業務に係る費用の見込み額とする。
- (ケ) 本プロポーザルは、本業務に対する優れた考え方を有する設計者を選定するものであり、企画提案書の提案内容が実際の事業内容にそのまま採用されるものではない。
- (コ) 提案者が一者でも、受託候補者の選定を行う。ただし、価格評価点（30点、自動計算）を除く評価項目の点数（70点）について、審査委員全員の平均点が42点（平均的な内容）以上となった場合に限る。